

県産木材需要喚起対策事業助成要領

事業実施主体〇〇〇

この要領は、「愛知県補助金等交付規則」、「林業振興対策事業補助金等交付要綱」、「県産木材需要喚起対策事業実施要領」に定めるもののほか、県産木材需要喚起対策事業を事業実施主体〇〇〇（以下「〇〇〇」という。）が実施するのに、必要な事項を定める。

（目的）

第1 本事業は、県産木材（愛知県内で生産されたことが証明可能な木材・木材製品）を住宅・建築物に使用する工務店等の施工者に対して助成することで、県産木材の消費を確保し、落ち込み停滞している県産木材の生産・流通の回復と林業・木材産業の振興を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第2 助成費交付の対象者は、県産木材を使用して県内で住宅・建築物の新築又は増改築等を行う工務店等の施工者とする。工務店等の施工者とは以下のすべての要件を満たすものとする。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者であり、かつ申請に係る助成対象工事を行うに当たり必要な建設業法第3条第1項に定める許可を受けたものであること。ただし、当該許可が不要な場合は、この限りではない。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条1項若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知（以下「建築確認申請等」という。）において助成事業に申請する建築物の施工者として確認できる者、又は工事請負契約書等で工事の一部を請け負っている事業者のうち、施工者として確認できる者から助成事業に申請する権利の委譲を受けた者であること。ただし、対象工事に当たって建築確認申請等を要しない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができるものであること。

（採択要件）

第3 助成費交付の対象とは、以下のすべての要件を満たすものとする。

- 1 県内で住宅・建築物の新築又は増改築等を行う場合に、県産木材を構造材、内外装材に使用すること。ただし、県産木材であることが確認できない場合は助成対象外となる。
- 2 助成費の対象が、他の国庫補助事業や県の補助事業の対象となっていない

こと。

- 3 建築基準法及びその他関係法令を遵守して建築する住宅・建築物であること。
- 4 助成対象者は県産木材利用に関する PR を行い、普及に努めること。

(助成額)

第4 助成単価は、構造材 30,000 円/m³以内、内外装材 3,000 円/m²以内とし県産木材の使用量に応じて助成費を交付する。助成額上限は、構造材 720 千円/棟、内外装材 150 千円/棟とし、1 棟当たり上限 870 千円とする。

(助成対象物件)

第5 助成対象物件は、「①令和3年1月29日までに建築確認が完了する、建築確認済の住宅等（施工確定分）」と「令和3年1月29日以降に建築確認が完了し、令和4年2月15日までに助成対象となる木工事（以下、「対象木工事」という。）が完了する物件（施工計画分）」とする。ただし、令和3年1月29日までに建築確認済証の提出ができない物件については、施工計画分とすることができる。

(助成費の申込み)

第6 助成費の交付を受けようとする者は、〇〇〇に対して、自らが助成の申込み等の手続きを行うものとする。

- 2 助成の申込をする者は、〇〇〇に対して申込書（様式第1-1号（施工確定分）又は様式第1-2号（施工計画分））及び添付書類を2部提出すること。「①施工確定分」については添付書類（様式第2、3号）及び建築確認済証（写）等、「②施工計画分」については令和4年2月15日までに対象木工事の完了が可能な施工計画書（様式第4号）を添付する。

なお、申込の受付期間は令和2年〇月〇日から令和3年1月29日までとし、「①施工確定分」については対象木工事の着手2週間前までに申込書を提出すること。

- 3 対象木工事は、令和2年10月13日以降に着手し、令和4年2月15日までに完了すること。ただし、令和2年10月13日から〇月〇日までに着手するものは令和2年〇月〇日までに申込みをすること。
- 4 助成申込者（以下、「申込者」という。）は、申込書及び添付書類の内容に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第5号）を提出しなければならない。
- 5 申込みは予算額の範囲内で施工確定分について先着順に受付を行う。また、施工計画分は申込受付期間内に受付を行い、後に審査をする。

(採択物件の決定)

第7 「①施工確定分」については、申込内容を審査した上で、助成の対象となる県産木材の使用が確認された場合は、その結果を様式第6号により申込者に通知するものとする。

2 「②施工計画分」については、施工計画書を審査した上で採択すると認められたものは、その結果を様式第7号により申込者に通知するものとする。ただし、採択は施工確定分を優先し、施工計画分は、他の申込者から提出された施工計画書をすべて審査のうえ採択を行う。

(遂行状況報告)

第8 申込者は、「②施工計画分」として採択を受けた物件の遂行状況について、毎月末にその月の25日までの遂行状況報告書(様式第8号)を提出すること。

(施工計画分のうち施工確定となった物件)

第9 申込者は、施工計画書により採択を受けたもののうち、施工確定分(建築確認済等)となった物件については、対象木工事に着手する2週間前までに、あらためて申込書(様式第1号)及び添付書類(様式第2、3号)を提出すること。

(助成費の交付申請及び実績報告)

第10 申込者は、対象木工事の完了後、助成費交付申請書兼実績報告書(様式第9号)に必要な書類(様式第10、11号及びその他添付書類)を添付のうえ、令和4年2月15日までに2部提出すること。助成費交付申請書兼実績報告書(様式第9号)には、完了した物件の報告書(様式第10、11号及びその他添付書類)をまとめて添付して提出することができる。

(助成費の交付決定及び額の確定)

第11 助成費交付申請及び実績報告の内容を審査した上で、必要に応じて現地検査等を実施し、助成費の交付が適当であると認められる場合は、助成金額を確定し、様式第12号により助成費の交付決定及び額の確定の通知を行うものとする。

2 申込者は、前項の現地検査等に協力しなければならない。

(助成費の請求)

第12 申込者は助成費の交付決定及び額の確定の通知を受けた後、請求書(様

式第13号)を令和4年2月22日までに提出すること。助成費の請求については、複数の助成費の交付決定及び額の確定通知を受けたものをまとめて行うことができる。なお、助成費の請求時には当該の交付決定通知書の写しを添付することとする。

(助成費の交付)

第13 助成費の請求書が提出され、内容に誤りがないと認められる場合には、助成費を交付する。

(その他)

第14 その他必要事項については、〇〇〇が必要に応じて、愛知県と協議の上、別途定めることとする。

(附則)

この要領は、令和 年 月 日から適用する。